⑷　入札、開札日時及び場所　第１回　令和３年８月27日、第２回　令和３年９月17日、第３回　令和３年10月８日、第４回　令和３年11月19日、各回11：00　日本中央競馬会　本部　４階広報部

5　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札の無効　本公示に示した競争参加資格に必要な資格のない者の提示した入札書及び入札条件に違反した入札書は無効とする。また、落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。

⑷　契約書作成の要否　要

⑸　落札者の決定方法　入札説明書による。なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

⑹　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。

6　Summary

⑴　Official in charge of contract : Ueyama Ryuta, General Manager, Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association.

⑵　Classification of the services to be procured : 73

⑶　Nature and Quantity of the services to be required : TV-Program

⑷　Qualifications for the participating in the tendering procedures : A

⑸　Time limit of tender : By 11 : 00　27th August 2021.

⑹　Contact point for the notice : Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association, 6―11―1　Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106―8401 Japan Tel 03―3591―5251 Mail : keiyaku-qa@jra.go.jp

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））の取消

令和３年７月２日

（契約責任者）

東日本高速道路株式会社

関東支社長　良峰　　透

◎調達機関番号　417　◎所在地番号　11

令和３年６月２日（号外政府調達第101号・17ページ）掲載の手続開始の公示「東京外かく環状道路　大泉地区構造物設計」を取消します。

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局釧路開発建設部が発注する羅臼漁港清浄海水取水管敷設工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和３年７月２日

北海道開発局長　橋本　　幸

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

1　工事名　羅臼漁港清浄海水取水管敷設工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

2　工事場所　北海道目梨郡羅臼町

3　工事内容

羅臼漁港

－3.5m岸壁（補修）

取水管製作工　取水口製作工　取水管敷設工　機械埋設工　床掘工　埋戻工　被覆・根固工　基礎工　防護工　各１式

4　工事区分　一般土木

5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間　令和３年７月２日から令和３年８月６日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和３年８月６日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）

6　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴　構成員の数は、２又は３社とする。

⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。

ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　平成８年度以降に、次の㋐及び㋑両方の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、全社が引渡しの完了した次の㋐の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　海洋（港湾又は漁港を含む）における一般土木工事の施工実績。

㋑　海水を取水する管設置の施工実績（港湾部門に限らない）。

ただし、㋐及び㋑は別工事でも良い。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、釧路開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、当該工事の現地での敷設期間に専任で配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

ただし、代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

㋑　平成８年度以降に、上記イ㋐及び㋑に掲げる要件を満たす工事を元請として施工した実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、代表者以外の構成員については、上記イ㋐に掲げる要件を満たす工事を元請として施工した実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。